

令和8年度将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業 委託業務仕様書（案）

1 目的

人口減少・少子高齢化や、進学・就職期における若者の県外流出の進行に伴い、県内の様々な産業において人材不足が深刻化する中、将来の県内産業を担う人材を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援する。

2 委託業務名

令和8年度将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

【全体的な事業コンセプト】

- ・将来の県内産業を担う人材の確保に向けて、児童・生徒の早い段階から地域企業の魅力を知ってもらうことが重要となるため、当該取組の充実に向けた必要な支援を実施していく。
- ・経済団体・企業と教育機関との一層の連携強化を図り、職業体験等に取り組みやすい環境づくり（取組実施に係る企業・学校双方の負担軽減や、職業体験等の提供企業情報等の発信等）を推進していく。

【本仕様書における用語の定義】

用語	定義
企業	長野県内の企業及び事業所
学校	長野県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※全ての運営主体（国公立）、課程（全日制・定時制・通信制）、学科（普通科・専門学科等）を含む。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを通して、キャリア発達を促す教育 （企業における職場体験等も当該教育の一環）
職業体験等	企業・事業所や学校等での職場体験、工場見学、インターンシップ、職業体験学習・講座等を実施し、児童・生徒が企業・事業所への理解を深める等の活動

(1) キャリア教育支援ポータルサイト掲載情報の制作・管理

長野県キャリア教育支援サイト「こどもキャリアラボながの」（URL：<https://kodomolabo.cus-nagano.jp/>）に掲載する情報の収集、記事等の制作・掲載を行うこと。なお、サイト保守管理・運営業務は、別途県が受託事業者を選定するため、実施に当たっては、当該受託事業者と十分打ち合わせの上、実施すること。

ア トップページ

- ・スライドバナー及び新着情報欄については定期的に情報を更新し、コンテンツ情報等の最新情報を分かりやすく表示するとともに、古い情報は整理すること。

イ 産業展等のイベント情報

- ・児童・生徒向けの企業紹介や体験企画等が実施される産業展等のイベント情報を紹介すること。

ウ 「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の活躍事例

- ・「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の活躍事例を紹介（3事例以上）する記事を作成し、専用ページ（URL：<https://kodomolabo.cus-nagano.jp/career-education/>）上に掲載すること。
- ・記事の内容は、職種の概要、実際の具体的な講座内容（本仕様書「4-(2)-イ-④」で実施した講座模様等）、当該職種のマイスター紹介、講座写真等とする。
- ・既存の記事（URL：<https://kodomolabo.cus-nagano.jp/master/case/master-case-1055/>）に書きぶりを合わせること。

（信州ものづくりマイスターの概要）

- ・卓越した技能・技術及び優れた指導力等を有する者を「信州ものづくりマイスター」として県が認定。

（信州ものづくりヤングマイスターの概要）

- ・次世代を担う優れた技能・技術を有し、ものづくりの魅力発信に熱意のある若年技能者をヤングマイスターとして県が認定。

- 「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター認定者概要」

<https://www.cus-nagano.jp/teacher/>

- ※建設（造園、建築大工等）や金属加工、木材・木製品（漆器製造等）などの職種において認定

エ 特集コンテンツ制作（県内各地域における職業体験等の取組事例の紹介）

- ・職業体験等の取組の普及促進を図るため、県内の先進的な取組事例等を紹介するコラム記事を作成（4本以上、記事内容は県内の地域団体、行政、経済団体、教育機関向けを想定）し、パンフレット化及び「こどもキャリアラボながの」内にページ化して掲載すること。内容には以下の情報を盛り込み、わかりやすくまとめること。

【紹介記事の内容例】

① 取組の概要

取組名称、実施地域、実施主体、実施期間、対象学年、取組への参加人数、取組の背景 等

② 具体的な取組内容

実施内容、実施方法、開催期間、補助金・人的支援等の外部支援の活用状況、事業経費 等

③ 取組の実施体制及び産学官その他団体との連携体制・役割分担

参画・連携団体との調整方法や工夫点、団体へのアプローチ方法 等

④ 成果・効果

取組に参加した児童・生徒の感想、取組に対する教員や企業からの評価 等

⑤ 課題と改善点

⑥ 課題への対応策

⑦ 他地域が参考にできるポイント

⑧ 今後の展開予定

⑨ 取組主体からのコメント

重要と考えるポイント、外部団体との連携の重要性 等

x 写真・資料

活動風景、学習の成果物 等

- ・パンフレットについては、1事例につきA3用紙1～2枚程度で作成し、印刷用データと編集可能な元データを納品すること。
- ・パンフレット及び当該ページは閲覧者が理解しやすい、簡潔で視認性の高いデザインとすること。
- ・図解、アイコン、写真等を効果的に使い、一目で内容が把握できる構成とすること。
- ・専門用語は可能な限り平易な表現とし、必要に応じて補足説明を加えること。
- ・パンフレット及びページ制作には、掲載内容等に関する取材、写真撮影、記事制作・校正、レイアウト・デザイン等の制作業務を含むものとする。
- ・構成案、原稿案、デザイン案については、県の確認・了承を得た上で進めること。

オ 当事業の概要及び職業体験支援コーディネーターレポートの作成

- ・当事業の理解促進及び活用拡大を図るため、県内の企業、学校、地域団体及び行政等に対し、「こどもキャリアラボながの」及び「職業体験支援コーディネーター」（本仕様書4-(2)に詳細を記載）の概要、役割、活用方法等を分かりやすく周知するパンフレットを作成すること。内容には以下の情報を盛り込み、一目で分かりやすいようまとめること。

【記載内容例】

① 「こどもキャリアラボながの」の概要

設置目的、主な機能・役割、期待される効果 等

② 職業体験支援コーディネーターの概要及び役割

職業体験支援コーディネーターの位置づけ、主な業務内容、企業・学校・地域団体との関わり方 等

③ 信州ものづくりマイスター・ヤングマイスターの派遣に係る紹介

信州ものづくりマイスター・ヤングマイスターの概要、派遣の流れ、実際の活躍事例 等

④ 当事業の活用方法

企業、学校、地域団体等向けの活用メリット 等

⑤ 活用の流れ（相談から実施まで）

⑥ 令和7年度の職業体験支援コーディネーターの活躍事例

支援した取組の実施主体・地域・参加者・内容・成果・課題・今後の展開、コーディネーターによる支援内容 等

⑦ 令和8年度の職業体験支援コーディネーターの活躍事例

支援した取組の実施主体・地域・参加者・内容・成果・課題・今後の展開、コーディネーターによる支援内容 等

⑧ 問い合わせ先、「こどもキャリアラボながの」への導線（URL、二次元コード等）

- ・閲覧者が理解しやすい、簡潔で視認性の高いデザインとすること。
- ・図解、アイコン、写真等を効果的に使い、一目で内容が把握できる構成とすること。
- ・専門用語は可能な限り平易な表現とし、必要に応じて補足説明を加えること。
- ・パンフレット制作には、掲載内容等に関する取材、写真撮影、記事制作・校正、レイアウト・デザイン等の制作業務を含むものとする。
- ・記載内容例①～⑤、⑧についてはA3用紙1～2枚程度、⑥、⑦についてはそれぞれA3用紙1～2枚程度で作成すること。

- ・記載内容例①～⑥、⑧については令和8年7月31日まで、⑦については令和9年3月31日までに印刷用データ及び編集可能な元データを納品すること。
- ・構成案、原稿案、デザイン案については、県の確認・了承を得た上で進めること。
- ・なお、制作に係る令和7年度のデータについては、県が提供するものとする。

(2) 職業体験支援コーディネーターの配置

企業と学校をつなぎ、双方のニーズを踏まえた職業体験等の取組をコーディネートし、効果的・効率的な取組の推進に向けた支援活動を行う職業体験支援コーディネーターを配置する。

ア コンセプト

- ・本事業の目的遂行に向け、上記(1)のポータルサイトの運営を担い、その活用を通じて広く県内における職業体験等の取組への支援や普及促進を図るとともに、企業と学校とのつなぎ役として双方との関係を構築し、効果的・効率的な実施に繋げるため、きめ細かなサポート（丁寧な相談対応、実務調整、柔軟な発想・提案等によるコーディネート）を行うコーディネーターを配置する。

イ 職業体験支援コーディネーターの配置

- ・配置人数：4名体制（北信、東信、中信、南信地域に各1名）
- ・県内企業や学校関係者との幅広いネットワークや教育現場の実情等に関する知見、キャリア教育の業務経験を有する者を配置すること。
- ・本業務の委託契約後、速やかにコーディネーターとしての勤務を開始できるよう、配置・活動環境の整備に着手することとする。また、配置に当たり、コーディネーターの氏名、属性、経歴、勤務場所、活動スケジュール等を県に協議の上、決定するものとする。なお、活動スケジュールについては、当月のスケジュールを前月末日までに県に報告の上、活動内容等の共有を行うものとする。
- ・なお、コーディネーターは、以下の各業務項目について、毎月必ず行うものとし、勤務時間は年間延べ1,440時間以上（全コーディネーター分）とすること。

【職業体験支援コーディネーターの業務内容】

① 経済団体や教育機関、行政機関等との協力関係の構築・周知活動

- ・県と協力し、職業体験等の取組の充実に向けた経済団体や教育機関、地域の行政機関等との関係構築やポータルサイトの活用促進に係る周知活動、職業体験等の取組に関する普及促進、意識啓発を行う。
※県内においてキャリア教育の推進に取り組む団体等と協力・連携関係を構築し、効果的かつ効率的な事業運営（企業ニーズの把握や企業情報の収集等）に努めること。
- ・キャリア教育に関係する会議・イベント等に参画し、キャリア教育の必要性や現状、課題、連携等を訴え、キャリア教育の意識啓発を行う。

② 「こどもキャリアラボながの」への掲載情報の収集・管理・運営

- ・上記(1)のA-Eに掲げる情報の収集、及びサイト登録（掲載）、管理に係る業務を行う。
- ・企業情報（職業体験等の提供企業）の収集・登録・管理
※企業開拓（企業訪問等による働き掛けを通じて、新たに職業体験等に取り組む企業を開拓）業務を含む。
※本業務委託期間内におけるポータルサイトへの登録企業件数（職業体験等の提供等企業数）について、新規200社以上を目標とする。

- ・産業展等のイベント情報、「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の取組事例、特集コンテンツ制作に必要な取組事例等の収集・管理。
- ・なお、サイト保守管理・運営業務は、別途県が受託事業者を選定するため、実施に当たっては、当該受託事業者と十分打ち合わせの上、実施すること。

③ 企業と学校の調整業務（コーディネート）

- ・企業・学校における職業体験等に関するニーズ把握
- ・企業と学校との職場体験等の実施に係る調整業務
（ポータルサイトによる職場体験等の申込受付。申込み学校と受入企業との実施日程、実施内容等の調整等。企業・学校等からの依頼がない場合は、積極的に訪問等の掲載件数の増加等につながる普及促進活動を行うこと。）
- ・その他、職業体験等の実施に係る相談支援
（企業情報や取組事例等の紹介、効果的な実施内容の提案等の相談対応など）

<学校との調整について>

- ・学校との調整に当たっては、各学校におけるキャリア教育担当（教員、市町村教育委員会担当者等）と連携を図りながら進めることとする。
- ・県立高校においては、長野県教育委員会が同校に配置を進めている「学校と社会をつなぐ連携コーディネーター」（※）と連携し、当該コーディネーターへの支援（企業情報の提供等）を通じて取組を推進することとする。なお、具体的な連携については、県及び長野県教育委員会と協議の上、進めることとする。

（※）「学校と社会をつなぐ連携コーディネーター」：生徒の学びを深めるため、企業をはじめとする地域の様々な主体と協働体制を構築し、社会に開かれた教育課程を実現することを目的に設置

④ 「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の派遣業務

卓越した技能・技術と優れた指導力を有する「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」を活用し、児童・生徒へのものづくり体験講座等の実施を通じて、職業観・勤労観の形成や技能・技術の継承と振興を図る。当該事業趣旨を踏まえ、「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の活用により、受講生が地域産業・企業に関心を持ち、学びを深め、具体的なキャリア形成への支援と県内企業への就職を意識付ける創意工夫ある講座運営を行うこと。

i 実施校の募集、決定

- ・本講座の開催を希望する学校を募集する。
- ・実施校の募集に当たり、年度当初の学校への周知及び県HPへの公開については、県が実施することとするが、実施講座希望数が次のiiの記載の想定数に満たない場合は、県と協力の上、受託者が改めて個別依頼等を行い、追加での募集を行う。

ii 学校の選定・講座内容の検討

- ・実施校については、指定期日までに希望のあった学校のうち、以下の講座を実施することが可能な学校から選定する。

<実施校数・講座内容（想定）>

学校	講座内容	実施校（講座）数
学校	信州ものづくりマイスター・ヤングマイスターが、地域の未来を見据え、自分の仕事・企業の魅力、仕事の楽しさを紹介	14校（70講座）

特別支援学校	アビリンピック競技種目等の体験を通じ、働くことを意識付ける	5校（5講座）
--------	-------------------------------	---------

<学校選定に係る留意事項>

- ・希望多数の場合は、受託者が昨年度の本事業の開催実績や、開催要望時期等を勘案の上、実施校を決定する。
- ・実施校の決定に当たっては、可能な限り県内10圏域に偏りなく実施できるよう調整を行うこと。
- ・実施校の希望する日程及び講座内容（職種等）に応じた「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」（講師）を手配し、学校担当者と必要な調整を行うこと。
- ・児童・生徒の具体的なキャリア形成に繋げる講座内容とするため、原則として学校での事前学習又は事後学習の実施は必須とすること。

iii 「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」（講師）の調整

- ・実施校の所在する地域に居住（又は勤務）する「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」を優先して選定する。
※講師への連絡、選定は基本的には「職業体験支援コーディネーター」が行うものとするが、必要に応じて県が講師への情報提供等を行うものとする。

iv 講座の実施、運営

- ・1講座当たり3時間以内とし、受講者は20名以内とする。
- ・講座の実施に際しては、担当教員に対し、キャリア教育の趣旨、講師及び本事業趣旨を説明するとともに、職業体験実施のプロセスを伝授するように努めること。
- ・講座当日は必要に応じて立ち会うこととし、学校と連携し、円滑な講座運営に努めること。
- ・講座の実施内容について学校から相談があった場合は、取組がより有意義なものとなるよう、助言を行うこと。
- ・実施校の施設での開催を基本とするが、職種の性質により、学校内での開催が難しいと認められる場合には、講師所属企業等での実施も可能とする。
ただし、その場合の児童・生徒の移動に係る経費は、学校が負担するものとする。
- ・講師（及び補助者）への謝金は次のとおりとし、講師（補助者含む）への支払い業務は受託者が担うこと。

費目	単価等
謝金	
信州ものづくりマイスター/ ヤングマイスター	7,000円/時間（1講座21,000円を上限）
講座補助者（※1）	3,000円/時間（1講座9,000円を上限）
旅費	実費
材料費（※2）	実費（1講座30,000円を上限の目安）

（※1）講座の開催に当たり必要な場合は、各講座1名のみ支給可能

（※2）実演及び体験等に伴う材料や教材については、講師と調整の上、受託者が用意することとし、費用が発生する場合は、契約金額の範囲内で支払うこと。

ⅴ 受講者アンケート調査の実施、集計

- ・講座実施後は、受講した児童・生徒及び担当教員に対し、受講後アンケートを実施する。
- ・なお、アンケート項目については、県と協議の上決定し、結果を本業務完了時に提出すること。

ⅵ 職業体験支援コーディネーターの運営（勤務環境整備・管理業務）

上記において配置した職業体験支援コーディネーターの配置数に応じ、その活動に必要な職務環境を整備すること。

① 執務スペースの確保

- ・受託者は、受託事業者の事務所内等において職業体験支援コーディネーターの執務スペースを確保すること。

② 設備類等の整備

- ・事務机及び椅子、パソコンや電話機等の通信機器、事務消耗品類を用意すること。
※電話機及びインターネット回線は受託者が用意するものとし、当該使用料は契約金額に含めることとする。

③ 人件費等の支払い

- ・職業体験支援コーディネーターの人件費（給与、通勤手当、社会保険料等の所要人件費）及び、活動に係る県内旅費を当該コーディネーターに支払うものとする。
- ・その他、上記②に係る使用料、事務消耗品購入費の支払いを行う。

④ 運営管理業務

- ・職業体験支援コーディネーターの勤務管理（出勤日や勤務時間の管理等）及び、業務の進行管理、その他業務全体の運営に係る必要なサポートを行うこと。なお、県内移動に伴う交通ルールの遵守等、安全な勤務環境の整備に心掛けること。
- ・事故等の発生やコーディネーターの職務を遂行できない事案等が生じた場合は、「6 県への報告事項」(4) 事故等報告に基づき県に報告を行うこと。

5 事業全般に係る運営事項

【持続可能な事業展開に向けた取組】

- (1) 産業界と教育界が直接繋がる関係づくりの基盤を構築するため、地域産業・企業や「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」等が、学校と直接繋がるようなコーディネート（講座の運営を含む）に心掛けること。
- (2) 本事業は、産業界と教育界をつなぐことを通じて、将来的に地域における個々の職業体験等の取組が自走化していくことを目指しており、受託者は、自走化に向けた具体的な今後の取組等について、定期的に県と意見交換を行うこと。
なお、令和8年度以降の持続可能な事業実施に向け、本事業の実施を通じて具体的な実施内容や運営手法等を「6 県への報告事項」(3) 業務完了報告書と合わせて、提案を行うこと。

6 県への報告事項

(1) 実施計画書等

- ・契約締結後速やかに、本事業の実施に当たり、業務責任者や業務担当者、緊急連絡先等を明記した実施体制図及び全体スケジュールを明記した実施計画書を県に提出すること。
また、実施体制図や実施計画書に変更がある場合は、あらかじめ県と協議すること。

(2) 定期報告

- ・ 県、受託者及び職業体験支援コーディネーターは2 ヶ月に1 度程度、対面又はオンラインにより、状況報告及び意見交換会を実施すること。
- ・ 当月の活動報告について、翌月末日までに県に報告すること。

<報告事項>

- ・ キャリア教育支援サイト「こどもキャリアラボながの」
企業情報掲載件数、スライドバナー及び新着情報欄の更新状況、キャリア教育の事例紹介掲載件数 等
- ・ 職業体験支援コーディネーター
当月活動時間、活動内容、職業体験等の実施に係る相談支援件数・相談内容、企業・学校・団体における職業体験等に関するニーズ及び職業体験支援コーディネーター関与の職業体験等の取組への参加児童・生徒数、その他県が求める情報 等
※企業と学校との職場体験等の実施に係る調整業務を実施した場合は、業務内容の詳細を別途報告すること。
- ・ 「信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター」の派遣業務
当月の活動報告（「こどもキャリアラボながの」に掲載する内容）、翌月の活動計画及び報償費等の支出状況
- ・ その他県が求める情報

(3) 業務完了報告書

- ・ 受託者は、令和9年3月31日までに業務完了報告書を県に提出すること。

(4) 事故等報告

- ・ 本業務の実施に当たり、事故（疑いを含む）及び情報漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに県に連絡を行い、その指示に従うこととする。

7 業務実施上の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

- ・ 受託者は、本事業の実施に当たり、関係法令等の定めに従うとともに、企業や学校関係者等に対し社会通念上不適切な食事、酒類、現金・金券類等を提供してはならない。また、企業や学校関係者等に対して紹介手数料等対価の支払いを求めてはならない。
- ・ 受託者は、県の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情には、誠意をもって対応すること。
- ・ 故意または過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(2) 業務の一括再委託の禁止

- ・ 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託又は、請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 守秘義務（個人情報保護）

- ・ 受託者は本業務上で知り得た情報を他に一切漏らしてはならない。
- ・ 本業務において取扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととし、その保護について十分な注意を払い、流出・損失が生じないよ

うにすること。

(4) 著作権関係

- ・本契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないこと。
- ・県は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- ・本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

(5) 関係書類の整備

- ・受託者は、本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも供覧に供することができるよう保管すること。

(6) その他

- ・業務完了報告に基づく成果の確認の結果、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の全部又は一部を減額することがあるものとする。
- ・受託者は、本事業に関連して作成したホームページ等に「本事業は長野県より委託を受け、〇〇が運営しています」等の文言を入れるなど、長野県からの受託であることを示すこと。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。
- ・本業務に関して県及び受託者間に生じた一切の紛争は長野地方裁判所を専属所轄裁判所とすること。